



平成30年2月14日

中村河川国道事務所

「第5回 渡川流域を対象としたタイムライン検討会」 の開催について

平成27年12月4日に「渡川流域を対象としたタイムライン検討会」を発足して以降、検討会及びワーキンググループにおいて、渡川流域の災害特性を踏まえ、関係機関でタイムラインの検討を進めてきました。

これまで検討してきましたタイムラインの検討経緯と残された課題及び今後の取組について、委員の皆様にご意見をいただくため、第5回検討会を下記のとおり開催するものです。

記

1. 日時 : 平成30年2月16日(金) 9時30分より
2. 場所 : 四万十市立中央公民館 1階 大会議室
(四万十市右山五月町8-22)
3. 議事次第 : 別紙1参照
4. 参加機関 : 別紙2参照
5. 既往タイムライン(案)における課題の検討 : 別紙3
6. 取材 : 事務局前でのカメラ撮りは、冒頭のみとさせていただきます。
報道席でのカメラ撮りは会議中可能です。

平成30年 2月14日

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所

電話 (0880) 34-7301 (代)

副所長(河川) 香川 正好(内線204)
◎工務第一課長 宮地 正彦(内線311)

◎ : 主な問い合わせ先

別紙1

第5回 渡川流域を対象としたタイムライン検討会

日時：平成30年2月16日（金）9時30分～

場所：四万十市立中央公民館 1階大会議室

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 第4回検討会の議事要旨
- 3 これまでのタイムライン検討経緯
- 4 残された課題と今後の検討方針
- 5 各機関におけるこれまでの取組について
- 6 閉 会

別紙2

【参加機関（13機関）】

四万十市

高知県 幡多土木事務所

幡多中央消防組合

四万十市消防団

中村警察署

四国電力(株) 中村支店

N T Tフィールドテクノ土佐中村フィールドサービスセンタ

土佐くろしお鉄道(株)

高知西南交通(株)

介護老人保健施設いろは館

気象庁 高知地方气象台

四国地方整備局 中村河川国道事務所

高知大学 防災推進センター

既往検討タイムライン(案)における課題の検討

1. 避難所の基礎調査

浸水しない避難所の収容人数の精査を行う。浸水はするが、高層フロアを避難場所として利用しようとしている施設の耐水性、利用の可否、収容人数等を把握する。

- 避難所(学校等)の電源施設は1Fにあるため、浸水する避難所の高層フロアは利用不可となる。

関係機関に対し、救助活動に要する時間をヒアリング等により確認し、救出者の搬送先について検討する。

- 四万十市中心部から宿毛市内の幡多けんみん病院にヘリで搬送するには、高知市内から四万十市内への飛行時間(20分)、つり上げ救助5人(5分)、けんみん病院への飛行時間(5分)、降ろし作業(1分)の計31分となり、仮に100人を救助しようとする、約6時間の救助時間となる。

車中泊が想定されるグランド等の施設管理者に対してヒアリングを行い、利用の可否、可能な場合の必要な手続き等について確認を行う。

2. 住民の基礎調査

四万十市の人口統計データより、行政区別の人口・世帯数を整理し、地区別の要避難人口・世帯を把握するとともに、地区内の自家用車の保有台数を整理し、マイカーでの避難が可能か否か検討する。

既往検討タイムライン(案)における課題の検討

3. 避難場所・避難経路の検討

(1) 避難場所の見直し

1. の調査において避難所の収容人数が要避難者数を下回る場合には、新たな車中泊の候補地を選定する等、避難場所の見直しを行う。

(2) 行政区別避難場所の選定

行政区別に最寄りの避難場所を振り分ける。尚、高齢者が多数である行政区については、可能な限り、浸水しない避難所への避難を優先させる。

(3) 避難経路の設定

行政区別に選定した避難場所への避難経路を設定する。

(4) 避難シミュレーションの実施

住民の避難に要する時間を把握するため、既往検討の避難シミュレーションを活用し、上記の避難場所、避難経路を利用した場合のシミュレーションを実施する。

また、避難シミュレーションにより得られた避難に必要な時間をゼロアワーから逆算し、広域避難のトリガーを検討する。

既往検討タイムライン(案)における課題の検討

4. 近隣市町村との調整

宿毛市、黒潮町、三原村を対象に四万十市から広域避難を行う場合の受け入れ体制について調整を行う。

5. 役割分担の検討

現在、避難所として協定を締結していない施設との調整、マイカー受入のための人員体制やオペレーション、マイカーを持たない世帯の対応方法等、関係機関の役割分担を明確にする。

6. 地区タイムラインの検討

前年度実施した具同地区での住民避難訓練のような取組を他地域にも水平展開していく必要がある。そのため、住民(自主防災組織等)が主体となって取組を実施できるよう、地区タイムライン作成の支援を行う。

具体的には、常総市で取り組まれたタイムラインノートを参考として、四万十市バージョンを作成し、一人ひとりの逃げ方を一人ひとりが検討主体となってまとめる。(モデル地区:古津賀第1団地・第2団地、中村東町1丁目、入田)